

青少年相談員だより

—愛のパトロール—

私たち青少年相談員は、青少年の健全育成、非行防止、
そして環境浄化のために活動しています

問い合わせ 市児童福祉課 ☎873-2111内線1733

青少年育成牛久市民会議(市生涯学習課内) ☎871-2301

毎月10日は非行防止の日です 年末年始合同パトロール

牛久市青少年相談員連絡会では、年末年始に広報車による市内パトロールを行いました。子どもたちは、良い方向に伸びる可能性があると同時に、悪い方向に進む恐れがあります。

- ・万引きは犯罪であることを自覚させましょう。
- ・地域ぐるみで子どもたちの行動を厳しく、そして温かく導きましょう。

子どもに
携帯電話を
持たせるなら



「知らなかった…」では済まされません!

「うちの子は大丈夫」「うちの子に限って」そう
思っているのは、保護者だけ?

近年携帯電話を使用した犯罪やトラブルに巻き込まれる子どもが増えています。いつの間にか、わが子が被害者に、そして加害者にさえなってしまうこともあるのです。最近では、

防犯ブザーや居場所の分かる機能などの付いた子ども向けの機種も発売され、携帯電話の普及率は小学生で約3割、中学生で約7割、高校生は9割以上にのぼっています。(メディアア教育研修会資料より)

◇県条例で、フィルタリングの利用は保護者の努力義務

保護者はフィルタリングを使って、子どもたちに有害情報を見たり、聴いたりさせないように努めなければなりません。

◇携帯電話会社の義務

平成20年6月、有害サイト規制法が成立しました。携帯電話会社は、あらかじめフィルタリングを導入した携帯電話を販売することになります。(平成21年4月1日施行)

もう一度考えてみませんか

①お子さんに携帯電話は本当に必要ですか?

②携帯電話を持たせる場合はルールを! ③携帯電話を持たせるなら、最低限やるべきことはフィルタリング!

新規に購入する場合は業者もフィルタリングの説明をしますが、既に所有している携帯電話が重要です。無料ですので、面倒がらずに販売

店に持って行きましょう。

有害な情報から子どもたちを守るのは保護者、皆さんの「力」なのではないでしょうか。

ネットいじめ



プロフィールサイト



※県条例…茨城県青少年のための環境整備条例(21条の3)。

※フィルタリング…有害情報をブロックしてくれるサービス。

地区活動を通して

◆牛久第一中学校区

牛久第一中学校区では、月一回学区内のパトロールを実施しています。数年前から牛久第一中学校の先生も加わり合同で行うことにしています。また学校との連携を図る主旨から入学式、卒業式などの学校行事にも積極的に参加しています。

学区内には比較的多くの店舗があり、その中にはコンビニエンスストア、カラオケボックスなどがあります。また、成人向けビデオや雑誌などの有害図書を扱っている店舗も見受けられます。それらの店舗を中心に県条例が遵守されているかどうかチェックするのが、パトロールの大きな目的の一つです。これは青少年たちに対する環境整備を行うためには、大切な活動であると考えています。

昨年からは、活動の幅をもう少し広げることを意図して、神谷小学校と岡田小学校に相談の結果、小学生の下校時における防犯、安全を確保するために、各自の判断でおののパトロールを行うことにしています。これからも地域社会の実情を把握し青少年の健全育成に寄与することを念頭において活動を続けていこうと思います。

茨城農芸学院の

成人式に出席して

◆牛久第三中学校区

1月9日、奥野地区にある茨城農芸学院で、成人式が行われました。この学院は少年の更生施設です。当日は、在院生や新成人の保護者、日ごろ学院の行事を支援していただいている来賓、教戒師、篤志面接委員、保護司会、更生保護女性会、青少年相談員などの代表が見守る中、新成人が緊張した面持ちで入場しました。

この成人式は、一般の成人式とはまた違った感動する場面があります。それは、新成人が礼儀正しく壇上に上がり「誓いの言葉」を発表するときです。過去の自分を反省し、家族に対しての素直な感謝の言葉、新成人としての自覚をたくさん人の前で決意を新たにする姿は、参列者からも「今日の気持ちを絶対忘れないでほしい」という声があちこちから聞かれました。

多くのご縁によつて支えられている人生ですが、温かく見守ってくれた人たちがいることを肝に銘じて「頑張れ！新成人」そういう雰囲気がこのささやかな成人式には込められていたような気がします。素晴らしい成人式でした。

ネット社会の危機から子どもを守るために

昨年11月に茨城県青少年のための環境整備条例に基づき、インターネットカフェ、マンガ喫茶に係るフィルタリングの導入状況、有害図書の取り扱い状況を確認するため、県担当者として市相談員が立ち入り調査を実施しました。

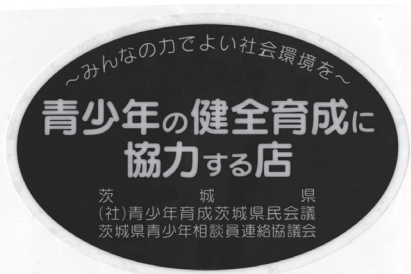
利用者のうち小中学生の利用は、全体の約2割ということですが、年齢による夜間入場制限は遵守されており、パソコンのフィルタリングについても、会員証による受け付けで自動的に対応していました。しかし

し、有害図書区分陳列および表示については、無表示であったため指導をしました。



後日、指導事項について確認したところ、有害図書は受け付け前の従業員の目の届く所に区分陳列され、また「18歳未満閲覧禁止」の表示もあり改善されていました。

ご存じですか？このステッカー！



「青少年の健全育成に協力する店」ステッカー

「青少年の健全育成に協力する店」 (新規登録店)	
1 携帯電話販売店	ソフトバンク牛久
2 複合カフェ	自遊空間牛久上柏田店
3 スーパー	株西友ひたち野うしく店

青少年がよく出入りする店舗（コンビニエンスストア、カラオケボックス、書店など）へ、青少年の健全育成に向けての理解と協力をお願いしています。市では、平成20年12月現在、88店舗のご協力をいただいています。

子どもたちを非行や犯罪から守るためには、地域ぐるみの育成環境づくりが必要です。安全、安心のまちづくりのために相談員も努力しています。地域の皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

※教戒師…過ちを悔い改め、徳性の育成や精神的救済を目的とする教育を行う。
 ※篤志面接員…悩みごとに関する相談や助言、教養や趣味に関する指導などを行う。
 ※有害図書…青少年の健全育成を阻害するおそれがあるとして、条例により有害図書に指定されたもの。